

総務政策委員会会議録

招 集

令和3年12月13日(月)午後1時 議場

出席委員(9名)

(委員長) 奥 岩 浩 基 (副委員長) 岡 村 英 治
安 達 卓 是 稲 田 清 今 城 雅 子 岩 崎 康 朗
岡 田 啓 介 尾 沢 三 夫 西 川 章 三

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総合政策部】八幡部長 橋井淀江支所長

[総合政策課] 川本課長 伊藤課長補佐兼まちづくり戦略室長
宇津宮課長補佐兼広域行政推進室長

[都市創造課] 相野課長 石原都市計画担当課長補佐 岸本都市計画担当係長

[情報政策課] 堀口次長兼課長

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐 大東議事調査担当主任

傍 聴 者

石橋議員 門脇議員 戸田議員 森谷議員 矢田貝議員

報道関係者0人 一般3人

審査事件及び結果

- 議案第103号 米子市企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について [原案可決]
- 議案第104号 米子境港都市計画地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第105号 米子境港都市計画娯楽・レクリエーション地区内における建築物の制限等に関する条例及び米子境港都市計画大規模集客施設制限地区内における建築物の建築の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第115号 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議について [原案可決]

~~~~~

## 午後1時08分 開会

○奥岩委員長 ただいまより、総務政策委員会を開会いたします。

本日は、9日の本会議で当委員会に付託されました議案4件について審査いたします。初めに、議案第103号、米子市企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

川本総合政策課長。

**○川本総合政策課長** それでは御説明を申し上げます。議案第103号、米子市企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について御説明申し上げます。議案書のページは、103-1から103-3まででございます。この条例は、企業版ふるさと納税による寄附金を積立て、本市の地域再生計画に記載されている、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する費用に充てるため、米子市企業版ふるさと納税地方創生基金を設置することといたしまして、その設置及び管理に関し必要な事項を定めるため制定しようとするものでございます。条例の内容といたしましては、第2条に設置目的を、第3条及び第4条に積立及び管理を、第5条及び第6条に運用、第7条に処分に関する項目を規定してございまして、公布の日を施行期日としております。企業版ふるさと納税による寄附金につきましては、基金を設置して積立てる場合を除いて、当該寄附があった年度内に当該寄附金の全額を事業費に充てることとされておりますけれども、基金を設置することによりまして、複数年度にわたって実施する事業につきまして後年度分の事業費を含めあらかじめ寄附金を受領することが可能になることから、このたび基金設置をお願いするものでございます。説明は以上です。

**○奥岩委員長** 当局の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

岡田委員。

**○岡田委員** この企業版ふるさと納税、まあ地方創生基金条例ということで、これ、ちなみにこの企業版ふるさと納税そのものは、今、件数として何件これまでであったんですか。それと、金額のほうも教えていただければと思います。

**○奥岩委員長** 川本課長。

**○川本総合政策課長** 企業版ふるさと納税の実績でございますけれども、令和2年度の実績につきましては3件、800万円ございました。寄附コースにつきましては、商工業の活性化応援コースが2件、そして、わくわく子育てコースが1件でございました。令和3年度につきましては、現時点で1件、10万円ということで実績がございます。本件は2件目ということでございます。以上です。

**○奥岩委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** まあ、こうやって基金条例も制定されるということになりますと、当然ある一定額を頑張って募集というか、寄附をしていただけるように頑張っていかれるということだと思うんですけど、令和2年度に比べて令和3年度は、かなり実績としては落ちているという状況で、まあ当然ですけれども、この企業版ふるさと納税そのものを知らない方もたくさんおられて、どういう税制優遇が受けれるかということも知られない方もたくさんおられると思うんですけども、今回、この基金条例を制定するというに際して、そういったまあその広報、まあこういうことをいわゆる認識されれば、ぜひ使ってみたいということもたくさんあると思うんで、そういう広報についても、この基金条例を制定に何か考えておられることがあれば教えていただけたらと思います。

**○奥岩委員長** 川本課長。

**○川本総合政策課長** この基金条例の設置によって、そもそもの事業の組立てが複数年度を対象としてできるということで、実際に寄附をしたいという方々も個別のアプローチというのは特にできていないところもあるんですけども、今後は、この基金条例の設置をベースにですね、皆さんのほうに周知のほう図ってまいりたいというふうに考えております。今、具体的にというのは、今後に向けてということで、今、検討中でございます。以

上です。

○**奥岩委員長** 岡田委員。

○**岡田委員** ぜひ、こういった基金条例を制定するというのであれば、先ほどおっしゃったように令和2年度と3年度、全然実績違いますよね。令和2年度寄附されたところを私もよく存じ上げてますけれども。まあもう少し本市のほうで努力をされて、まあ本当に税制優遇もありますし、地域のためにこういう制度を活用したいという方、たくさんおられますんでね。ぜひこの条例制定を機に、機にというか、本来もっと広報されるべきだと思いますけども。まあその辺り、広報のほうも力を入れていただくように要望しておきたいというふうに思います。

○**奥岩委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 私、この企業版に限らず、ふるさと納税については、その自治体の公共サービスを受ける者がそれに必要な費用を負担するという、いわゆる受益者負担の原則、これに反するんじゃないかという批判があるといったことについて、やはりきちっと受け止めていく必要があるということで、全ていいですよというわけにはいかんというふうに考えている者なんですけども、ただ、それを前提にしまして、ちょっと1点だけお伺いしたいということなんですけども、一つは先ほど、令和2年は3件800万円、3年は1件10万円ということなんですけども、この令和2年度からスタートしている米子市の企業版ふるさと納税、これについて、なぜこの時期今になってこの基金条例というものを制定するようになったのか。そういった経過について、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○**奥岩委員長** 川本課長。

○**川本総合政策課長** なぜ、この令和3年度になってこの基金条例のほうの設置を、というお話でございました。これにつきましては本来、先ほどもちょっと御説明申し上げればよかったんですけども、今回、具体的に実は信金中央金庫のほうで、全国で10億円のこの地域創生推進スキームというのを立ち上げられまして、その中で具体的に、この米子においては皆生温泉の事業を希望するというので米子信用金庫さんのほうから御提案がございまして、この事業の上限のほうは1,000万ございました。その1,000万の事業を複数年度にわたって使うために、この基金条例のほうを設置させていただくというものでございます。説明は以上です。

○**奥岩委員長** ほか、よろしかったでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**奥岩委員長** それでは質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**奥岩委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第103号、米子市企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**奥岩委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号、米子境港都市計画地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

相野都市創造課長。

**○相野都市創造課長** では、議案第104号の説明をさせていただきます。資料のほうですけれども、104-1ページから104-7ページになります。米子境港都市計画地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。改正の理由ですけれども、令和3年4月に都市計画決定をいたしました蚊屋東地区地区計画におきまして、この計画の内容につきまして、建築制限の条例にこの地区を加えることになりまして良好な居住環境の実現を確実に担保するものとして改正するものです。主な改正内容としましては先ほど申しましたように、蚊屋東地区の地区内の建築物の用途に関する制限の内容について新たに加えるものです。また、公共事業等の施行に伴いまして、建物の敷地の限度を設けている場合があるんですけれども、その一部が買収等によって面積が小さくなったりした場合に、そういった場合については、例外ということで適用しないという条項を追加しております。その他、用語の整理を行うこととし、この条例につきましては公布の日から施行とすることというふうに考えております。説明のほうは以上です。

**○奥岩委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○奥岩委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○奥岩委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第104号、米子境港都市計画地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「意義なし」と声あり〕

**○奥岩委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号、米子境港都市計画娯楽・リクリエーション地区内における建築物の制限等に関する条例及び米子境港都市計画大規模集客施設制限地区内における建築物の建築の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

相野課長。

**○相野都市創造課長** では、続きまして、議案第105号について説明をさせていただきます。資料は105-1ページから105-7ページとなっております。まず、米子境港都市計画娯楽・リクリエーション地区内における建築物の制限等に関する条例、こちらのほうの説明をさせていただきます。本市の都市計画に定めております特別用途地区内におきます建築物の用途の制限を見直しまして、娯楽レクリエーション地区内において用途の

制限の緩和を対象とした建物につきまして、建築基準法の一部改正によりその立地が認められたことに伴いまして、当該用地の制限の緩和に関する規定を削除するというふうにしております。また、その他用語の整理等を行うようにしております。これに伴いまして、条例の制限等の「等」というところを省きますので、条例も名称のほうも併せて変更とするようにしております。

続きまして、大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例の説明をさせていただきます。大規模集客施設制限地区につきましては、こちらも法改正に伴いまして用語の整理等を行いました。また、新たに市長が認める場合につきましては、大規模集客施設制限地区内の指定の目的に適合するというを別途認められる場合には、例外的に認めるという条項のほうを第3条のほうに加えるようにしております。それを加えることに伴いまして追加される申請ですとか、許可の取り消し、そういったものの条項のほうを追加しております。また、用語等の整理を行うようにしております。それぞれの条例の改正に伴いまして、米子市建築審査会条例の一部、こちらのほうも追加ということで改正するようにしております。説明は以上です。

**○奥岩委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○奥岩委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○奥岩委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第105号、米子境港都市計画・娯楽レクリエーション地区内における建築物の制限等に関する条例及び米子境港都市計画大規模集客施設制限地区内における建築物の建築の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○奥岩委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第115号、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

川本課長。

**○川本総合政策課長** それでは、議案第115号、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議について御説明申し上げます。議案書のページは、115-1から115-6まででございます。この議案は、本年度末で営業を終了する老人休養ホームうなばら荘の譲渡につきまして、事業者募集が行われ、令和3年11月9日に優先交渉権者が決定されたことから、関連する財産処分につきまして地方自治法第289条の規定により関係団体に協議することにつきまして、同法290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。まず、土地約12,000平米の譲渡につきましては、日吉津村との当初契約の規定に基づきまして、日吉津村へ無償譲渡いたします。次に、建物及び備品一式を、優先交渉権者であります文化の友から社名変更されました株式会社ヤ

ードクリエイションへ、価格41万5,800円にて譲渡いたします。譲渡する財産、建物及び備品の詳細につきましては、議案書に記載のとおりでございます。最後に、うなばら荘基金につきまして、基金を廃止する際に残額があるときは議案書に記載の割合、こちら過去の市町村負担金の投入額でございますが、構成市町村に配分するものとするものがございます。説明は以上です。

**○奥岩委員長** 当局の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

安達委員。

**○安達委員** 広域には議会があるんで、そちらのほうでかなり審議されていると思うのですが。この議案に上げられたこのうなばら荘ですが、職員さんがおられるんですよね、現在も。それで、4月以降はどのようになるのか教えていただければと思うのですが、身分の扱い含めてどのようにされますか。計画があれば教えてください。

**○奥岩委員長** 川本課長。

**○川本総合政策課長** こちら、優先交渉権者の選定に当たっても重要な要素だったというふうにお聞きしておりますけれども、こちら、職員の雇用継続なども検討するというお話での選定であったというふうにお聞きしております。説明は以上です。

**○奥岩委員長** 安達委員。

**○安達委員** その検討の内容というのは、この場では明らかにできないのですか。

**○奥岩委員長** 川本課長。

**○川本総合政策課長** 具体的な検討の内容というのは、業者さんがこれからと思われまじけれども。提案の内容ですけれども、原則として現在の職員の方々を継続雇用する方針であるというふうに提案のほうにされているというふうにお聞きしているところです。

**○奥岩委員長** よろしいですか。

岡村委員。

**○岡村委員** 広域議会で議論があったかもしれませんが、ちょっと重なる部分があるかもしれませんが、お聞きしたいということでお尋ねします。特に今回、譲渡価格が41万5,800円ということなんですけれども、これは不動産鑑定評価額に基づく参考価格は4,158万円だったというふうに言われております。そういった中であって、こういった経緯でこのヤードクリエイション、これがまあ優先交渉権、交渉先になったのかといったことについてお尋ねします。

**○奥岩委員長** 川本課長。

**○川本総合政策課長** 決定の経緯ということでございますけれども、こちら、プロポーザルによる優先交渉権者の決定でございます。要素といたしましては、売却価格のほか事業の継続性、それからスポーツツーリズムによる地域の活性化、職員の継続雇用など、先ほど申し上げたこうした要素も選定の要素でございます。さらに、うなばら荘につきましては、解体ということも将来的には考えなければなりませんけれども、こちらに多額の経費がかかるということもございまして、これら総合的に評価いたしまして、この優先交渉権者のほうに決定されたというふうにお聞きしているところでございます。以上です。

**○奥岩委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 事業の継続性というふうなこともおっしゃったわけですが、例えば、このヤードクリエイションさん、これの方はですね、書店とか不動産賃貸業をやっておられるということなんですけれども、新たにここで、うなばら荘の後を利用してアスリート向け

の宿泊施設というふうなことが言われているわけですが、そういったノウハウというのはどうやって持っておられるのか、どういうふうに評価されたのか、お伺いします。

○**奥岩委員長** 川本課長。

○**川本総合政策課長** 評価の詳細とまでは分からないところなんですけれども、その運営、事業の継続性につきましては、この優先交渉権者は金融機関も含めてコンソーシアムにも似たような体制で経営に取り組みれるということでございまして、また、先ほど申し上げた職員の継続雇用といったものも含めて、現場のノウハウを活用されて事業を進められるということでお聞きしているところでございます。説明は以上です。

○**奥岩委員長** ほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**奥岩委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**奥岩委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第115号、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**奥岩委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で総務政策委員会を閉会いたします。

**午後1時29分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長 奥 岩 浩 基